

令和3年12月9日

草加市議会議長 井手大喜 様 宛て

審査請求者

議員名 齊藤雄二

議員名 白石孝雄

議員名 田中宣光

議員名 石田恵子

審査請求書

草加市議会議員政治倫理条例第5条の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

1 審査請求の対象議員

佐々木洋一 議員

2 審査請求の対象となる事由の該当条項

第3条(1) 市民全体の奉仕者として公正清廉な立場に徹し、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある言動を慎むこと。

(2) 市民全体の奉仕者として常にその人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

(5) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)その他の選挙に関する法令を遵守し、買収、寄附その他不正の疑惑をもたれる行為をしないこと。

第3条2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。



3 審査請求の対象となる事由の内容

- ① 浅井市長が取締役を務めていた有限会社プラスワン保険事務所に佐々木議員がスタッフとして紹介されており、浅井市長と佐々木議員の癒着が疑われる。
→草加市議会議員政治倫理条例第3条(1)(2)(5)、第3条2に違反していると考ええる。
- ② 佐々木洋一議員は斉藤雄二議員に対する処分要求書において「浅井市長は市長就任後に会社の取締役を辞任しており、浅井市長と私の間には雇用等の関係はない。」と明記している。浅井市長は有限会社プラスワン保険事務所の取締役を平成30年12月25日辞任、翌日12月26日に登記している。浅井市長の就任は平成30年10月29日付であり、市長就任後2カ月は有限会社プラスワン保険事務所の取締役を務めていたものであり、少なくとも2カ月は浅井市長が取締役を務める会社で佐々木洋一議員が働いていたことになる。浅井市長及び佐々木洋一議員から明確な説明はされていない。
→草加市議会議員政治倫理条例第3条(1)(2)(5)、第3条2に違反していると考ええる。
- ③ 浅井市長が有限会社プラスワン保険事務所の取締役を平成30年12月25日辞任、翌日12月26日に登記したのと同時に、浅井市長の妻が平成30年12月25日就任、翌日12月26日に登記されている。浅井市長の妻は現在でも取締役を務めている。浅井市長の妻が取締役の会社で佐々木議員が働いていることは、浅井市長の影響を否定できず、政治倫理上の懸念がある。
→草加市議会議員政治倫理条例第3条(1)(2)(5)、第3条2に違反していると考ええる。
- ④ 浅井市長は有限会社プラスワン保険事務所の取締役を辞任しているが、「有限会社プラスワン保険事務所の出資者もしくは株主か」という一般質問には「個人情報なので答えられない」と述べた。この答弁を解釈すると浅井市長が経営する会

社で佐々木議員が働いていることは取締役の退任という形で決着をつけた。しかし「浅井市長が出資する会社で佐々木議員が働いている」ことを否定する事実はなく、「浅井市長の会社で佐々木議員が働いている」という疑義については浅井市長からも佐々木議員からも説明がされていない。

→草加市議会議員政治倫理条例第3条(1)(2)(5)、第3条2に違反していると考えられる。

4 審査請求の対象となる事由を証する資料

1. あいおいイーストHPスタッフ紹介
2. 有限会社プラスワン保険事務所 登記簿